

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 8 年 9 月 17 日

長野地方法務局上田支局 登記官 森 謙
記

1 手続番号

第 1 0 0 2 - 2 0 2 5 - 0 1 3 9 号

第 1 0 0 2 - 2 0 2 5 - 0 1 4 0 号

第 1 0 0 2 - 2 0 2 5 - 0 1 4 1 号

第 1 0 0 2 - 2 0 2 5 - 0 1 4 2 号

第 1 0 0 2 - 2 0 2 5 - 0 1 4 3 号

第 1 0 0 2 - 2 0 2 5 - 0 1 4 4 号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

上田市腰越字清水尻 4 9 4 番

上田市腰越字清水尻 5 0 3 番

上田市腰越字清水尻 5 0 6 番

上田市腰越字清水尻 5 1 6 番

上田市腰越字清水尻 5 2 2 番

上田市腰越字清水尻 5 2 3 番